

町からのお知らせ



新型コロナウイルス感染症に係る 傷病手当金の適用期間の延長について

町からのお知らせ（12月中間号）にてお知らせしておりました、「国民健康保険」および「後期高齢者医療」の被保険者の方の新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金につきまして、**適用期間が延長となりましたのでお知らせいたします。**

○対象者

- 以下のすべての条件を満たす方
- ・興部町国民健康保険または興部町に住民票のある北海道後期高齢者医療に加入している方
 - ・給与等の支払いを受けている方
 - ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で療養のため労務に服することができず、その期間給与の支払いを受け取ることができなかった方

○支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

○支給額

直近の連続した3か月間の給与収入の合計額	×	2/3	×	対象となる日数
就労日数で除した金額				

※ただし1日当たりの支給額の上限があります。

○適用期間

令和2年1月1日から令和3年6月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

○申請方法

支給要件に該当する場合は申請が必要です。また、医師の意見書および事業主の証明書が必要です。申請を希望される場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ず事前にお電話でご相談ください。

◎お問合せ 介護支援課 保険医療係 Tel 82-4140

新型コロナワクチン接種意向調査について

○新型コロナワクチン接種意向調査について

3月10日付で、新型コロナワクチンの接種意思に関する意向調査を令和4年3月31日に65歳以上に到達する方々に送付をいたしました。接種意思の変更等については、**下記の健康推進係までご連絡下さい。**

また、今回の意向調査結果を基に接種日時を4月下旬に個別文書にて、ご案内させていただきます。

◎お問合せ 福祉保健課 健康推進係 (Tel 82-4170) までご連絡ください。

「令和3年度奨学生」の募集について

興部町では、教育の機会均等と教育の振興を図るため、学業成績が優秀で経済的理由により修学が困難な方に対し奨学金を交付しています。

次により令和3年度に対象となる生徒を募集いたします。

1. 応募できる方

奨学金の交付を受けられる方は、本町の住民で次の各号に該当する方。

- (1) 高等学校（高等専門学校を含む。）または、これと同等の学校に就学する方もしくは在学者
- (2) 健康で学業優秀、性行善良な方
- (3) 学資の支弁が困難な方

2. 応募方法および期間

4月16日（金）までに教育委員会が定める様式により、申請書および関係書類を添えて通学している高校（興部高等学校）に提出してください。関係書類については、高校（興部高等学校）、教育委員会にあります。

※記載の高等学校以外の場合は、教育委員会までご連絡願います。

3. 奨学生の選定および奨学金

- (1) 奨学生は、教育委員会の審査により決定します。
- (2) 奨学金は、月額10,000円として1年間交付します。また奨学金の返済については免除します。

4. その他

不明な点や詳しいお問合せは、教育委員会 総務学校係 (Tel 82-2552) まで連絡願います。

各種福祉手当制度のご案内

手 当 名	児 童 扶 養 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 障 害 者 手 当			
受 給 者	支給要件に該当する児童（18歳到達後の3月31日までの者または障害児（20歳未満）の父または母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①児童が日本国内に住所を有しない。 ②児童が里親に委託されている。 ③受給者が日本国内に住所を有しない。	支給要件に該当する障害児（20歳未満）の父または母、その他養育者。 以下の場合は支給できません。 ①養育している児童が日本国内に住所を有しない。 ②養育している児童が障害を支給事由とする年金等を受給している。 ③養育している児童が施設に入所している。 ④受給者が日本国内に住所を有しない。	重度障害児（20歳未満）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害を支給事由とする給付等を受給している。 ②障害者施設に入所している。	重度障害者（20歳以上）本人。 以下の場合は支給できません。 ①障害者施設に入所している。 ②病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している。			
支 給 要 件	①父母が婚姻を解消した児童	※身体（下記の障害や、内部障害（心臓や腎臓等）、精神、知的、その他疾患の障害の程度により認定され、認定基準には細かな規定があり、規定の診断書に基づいて決定されます。 ※下記は認定基準の抜粋項目となりますので目安として御参照願います。					
	②父または母が死亡した児童	障 害 別	1 級	2 級			
	③父または母が一定程度の障害の状態にある児童	眼	両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.08以下のもの	両眼の視力の和が0.02以下のもの	「表A」の障害が2つ以上ある方または、「表A」の障害が1つと「表B」の障害（表Aと異なる障害）が2つ以上ある方。	
	④父または母が生死不明の児童	聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも	表 A	表 B
	⑤父または母が1年以上遺棄している児童	平 衡 機 能		平衡機能に著しい障害を有するもの		両眼の視力の和が0.04以下のもの	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童	そ しゃ く ・ 嚔 下 機 能		そしゃくの機能を欠くもの		両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
	⑦父または母が1年以上拘禁されている児童	音 声 又 は 言 語 機 能		音声または言語機能に著しい障害を有するもの			平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
	⑧婚姻によらないで生まれた児童	上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの	両上肢の機能に著しい障害を有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	平衡機能を失ったもの
	⑨遺棄などで父母がいるかいないかが明らかでない児童	下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの 両下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢のすべての指を欠くもの 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 一下肢を足関節以上で欠くもの	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を2分の1以上失ったもの	両下肢の機能に著しい障害を有するもの のまたは両下肢を足関節以上で欠くもの	平衡機能に著しい障害を有するもの 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
		体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。	体幹の機能に著しい障害を有するもの のまたは両下肢を足関節以上で欠くもの	一下肢の機能を全廃したもの 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
	肢 体 の 機 能	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの		体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの	
	そ の 他	上記のほか、内部障害（心臓、肝臓等の臓器、呼吸器、血液疾患等）、精神、知的の障害であって、前各号と同程度以上の場合など					
支 給 金 額 (月 額)		全部支給	一 部 支 給				
	児童1人の場合	43,160円	43,150円～10,180円	52,500円	34,970円	14,880円	27,350円
	第2子加算額	10,190円	10,180円～5,100円				
	第3子加算額	6,110円	6,100円～3,060円				
	※所得制限がありますので支給されない場合があります。						
申 請 書 類	○児童扶養手当認定請求書 ○養育費等に関する申告書 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○同居扶養義務者に関する調書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○戸籍謄本 ○年金手帳 ○振込先のわかるもの ○マイナンバーのわかるもの	○特別児童扶養手当認定請求書 ○特別児童扶養手当認定診断書（障害別） ○特別児童扶養手当振込先口座申出書 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○障害児福祉手当認定請求書 ○障害児福祉手当認定診断書（障害別） ○障害児福祉手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの	○特別障害者手当認定請求書 ○特別障害者手当認定診断書（障害別） ○特別障害者手当所得状況届 ○同意書（所得状況等の確認） ○住民票（世帯全員） ○戸籍謄本 ○振込先のわかるもの ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○マイナンバーのわかるもの			
類	※その他状況に応じて必要書類が追加される場合がありますので申請される際は事前にご連絡等によりご確認下さい。						

◎お問合せ・手続き先 ～ 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係 (TEL82-4120)

ご利用ください、町の制度 重度身体障害者に対するハイヤー料金の助成制度

興部町では重度身体障害者の方に対して、ハイヤー等乗車料金の助成をしております。制度につきましては、以下のとおりです。

○主 旨 身体障害者の生活圏の拡大と社会参加の促進を目的に、町内に事業所を有するハイヤー事業者、福祉輸送事業者が運行するハイヤーおよび介護タクシーを利用した場合の乗車料金を助成いたします。

○利用可能事業所

- NPO法人わたぼうし (仲 町) Tel 82-7733
- 興部交通(有限会社下村運送)(春日町) Tel 82-2255

※予約等、ご利用については事業所へ直接お問い合わせください。

○対象者 町内に住所を有し、次に該当する障害で身体障害者手帳の交付を受けている方

- 下肢障害 (1～2級) ●体幹障害 (1～2級)
- 視覚障害 (1～2級) ●心臓機能障害 (1・3級)

※障害者本人によるハイヤー等の利用が困難な場合は、同居している家族の方

○助成額

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間36枚、54枚、90枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。(助成券1枚は乗車基本料金相当額です)

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

○申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係
または 沙留出張所

◎お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel 82-4120

興部町高齢者等外出支援ハイヤー等利用助成制度について

興部町では高齢者などの日常生活に必要な交通手段の確保や外出機会を促し、町の活性化を図ることを目的として町内の高齢者および妊産婦に対し、ハイヤー等利用料金の一部を次のとおり助成いたします。

○対象者

- ・町内に住所を有し、誕生日が昭和22年(1947年)4月1日以前の方
- ・満65歳以上で自主的に自動車運転免許証を返納した方
※運転経歴証明書または取消通知書の写しが必要となります。
- ・介護保険法の規定により要支援1以上の認定を受けた方
- ・母子健康手帳の交付を受けている方で、手帳の交付から出産後2か月までの間の妊産婦

○助成額 助成券1枚につき、300円とする

○助成券の枚数

住んでいる地区に応じて、助成券の枚数を年間24枚、36枚、60枚の3種類に別けて交付します。年度途中での交付につきましては月割りの枚数となります。

※助成券は、1度に何枚使用してもかまいません。

○利用方法

1. 4月上旬に福祉保健課社会福祉係より「利用者資格者証」と「利用券」を郵送いたします。
※免許証を返納された方、要支援1以上の方および妊産婦については、ハイヤー等利用申請書の提出が必要となります。
2. 対象者は、「利用者資格者証」を運転手に提示し、降車時に料金に応じて「利用券」を提出するとともに、利用料金から利用券1枚当たりの助成金額を控除した額をお支払いください。

○申請先 福祉保健総合センター「きらり」内 福祉保健課 社会福祉係
または 沙留出張所

◎お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 Tel 82-4120

畜犬取締りおよび野犬掃とうの実施について

興部町畜犬取締りおよび野犬掃とう条例第6条第2項の規定に基づき、次のとおり畜犬取締りおよび野犬掃とうを実施いたします。

〈実施期間〉 4月1日より9月30日まで

〈実施区域〉 興部町全域

〈実施方法〉 捕獲等

〈その他〉

①放し飼いは厳禁です。犬を飼育している場合は登録・予防注射を実施のうえ、檻にいれるか2メートル以内の丈夫な網・鎖でつないでください。放し飼いの犬は、積極的に駆除していきます。飼い犬が逃げた場合は、役場や警察までご連絡願います。

②犬等ペットのフンは必ず始末してください。「北海道動物の愛護および管理に関する条例」により、他人へ迷惑をかけない飼い方も飼い主の責務となっております。条例を守られなかった場合、勧告、措置命令、罰則等が適用されます。リードをつけ、袋を持って散歩をするのも飼い主のマナーです。

③鳴き声に注意して下さい。動物の大きな鳴き声は、近所の人にとって迷惑となり、トラブルのもととなります。番犬として吠えることも大切ですが、無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩に毎日行ったり、一緒に遊んであげたりと犬にストレスを溜めないようにすることも効果的です。

◎お問合せ 住民課 住民活動・環境係 Tel 82-2164



高齢者下宿の入居者を募集しています

高齢者下宿の入居者を募集いたします。希望される方は、**4月30日（金）までにお申し込みください。**

○募集室数 **2室**

○入居対象者 興部町に住所を有する60歳以上で、自立して生活することに不安のある方（日常生活で常時介護者を必要とする方は入居対象とはなりません）

○入居者決定 申請書を審査し、決定いたします（必要に応じて、対象者の身体状況等を調査する場合があります）

○使用料 (1) **対象者の収入により負担額は変わります。**（最高額は30,000円）
（例）収入1,200,000円以下は、0円となります。
(2) 管理費 月額 5,000円
(3) 食材料費 1日につき1,000円（月額30,000円）
(4) 暖房料 冬期間（11月～4月）
1日につき100円（月額3,000円）

◎お問合せ・申込先 福祉保健課 社会福祉係 Tel82-4120
※見学希望、利用料など詳しい内容についてはお問い合わせください。

ヒグマにご注意ください

ヒグマによる人身事故を防止するため、北海道では**4月1日～5月31日**を春のヒグマ注意特別期間として設けております。

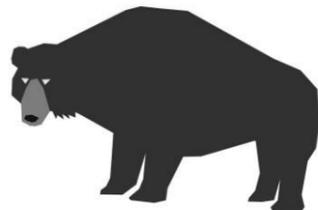
冬眠明けのため、より活発に活動するヒグマも多いので、山菜採りやハイキングなど野山に出かける時だけでなく、市街地周辺や郊外にウォーキングやジョギング、レジャーなどで出かけるときにも、下記のことには注意してヒグマによる事故を防止しましょう。

また、各家庭においても、生ごみや農業・水産廃棄物、ペットや家畜のエサを野外に放置するなど、ヒグマを引き寄せやすい状況を作らないようにしましょう。

なお、人里周辺でヒグマを目撃したときは、役場住民課（Tel82-2164）や、興部警察署（Tel82-2110）まで出没状況をお知らせください。

◎ヒグマの被害に遭わないためには・・・

- ◇事前にヒグマの出没情報を確認する
- ◇家族などに行き先を告げ、1人では野山に入らない
- ◇熊鈴やラジオなど、音を出しながら歩く
- ◇食べ物やゴミは必ず持ち帰る
- ◇朝夕などの薄暗いときには行動しない
- ◇ヒグマのフンや足跡を見たらすぐに引き返す



（住民課 住民活動・環境係）

住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

＜公営住宅＞ 所得の月額基準：158,000円以下（裁量階層214,000円以下）

※家賃の他に共益費（石油給油器使用料として2,000円、草刈料として泉町団地：500円、栄町団地：1,000円、新沙留団地：600円）が別途加算されます。

【先月に引き続き募集している住宅】

《泉町団地》（2号棟）3LDK 1戸、（3号棟）3LDK 2戸

《新沙留団地》3LDK 3戸

＜特定公共賃貸住宅＞ 所得の月額基準：158,001円～487,000円

【先月に引き続き募集している住宅】 《新沙留団地》2LDK 1戸、3LDK 1戸

＜注意事項＞

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ（<https://www.town.okoppe.lg.jp>）または、下記へお問い合わせください。

※家賃は、所得に応じて変わります。

※所得の月額基準の裁量階層は、同居者に小学校就学前の方がいる場合など、一定の条件を満たす方が対象となります。

※原則、入居時に法定家賃の3ヶ月分を敷金として納めていただきます。

【入居申込資格】

・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 **4月15日（木）17:15**

【お問合せ】 建設課 建築維持係 Tel82-2166

健康推進係からのお知らせ

〇65歳以上の肺炎球菌ワクチン助成事業について

町では、下記対象者の方々に対して、肺炎球菌ワクチンの助成事業を実施しております。助成概要につきましては、下記のとおりになります。

- ・助成対象者 接種日に65歳以上の興部町民で過去5年間肺炎球菌ワクチン予防接種を受けていない方。
- ・接種場所 興部町国民健康保険病院
- ・接種方法 事前に国保病院（Tel 82-2310）に予約して下さい。
- ・接種料金 2,000円
※非課税世帯に属する方は、上記接種料金免除の対象者なので、健康推進係へご連絡下さい。

〇おたふくかぜ予防接種助成事業について

町では、令和3年4月1日よりおたふくかぜ予防接種の助成を開始いたします。助成概要につきましては、下記のとおりになります。

- ・助成対象者 1歳～高校3年生までの興部町民
- ・接種場所 興部町国民健康保険病院
- ・接種日時 毎週月曜日 小学生未満 13:30～15:30
小学生以上 15:30～16:30
※祝日は除く
- ・接種方法 1週間前までに国保病院（Tel 82-2310）に予約して下さい。
- ・接種回数 1～2回（任意接種）
- ・接種料金 無料

◎お問合せ 福祉保健課 健康推進係（Tel 82-4170）までご連絡ください。

「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の 全国一斉情報伝達試験について

Jアラートによる情報伝達時の不具合発生を抑制し、非常時に備えるため、今年度については国による試験を次のとおり3回行うことで通知がありましたのでお知らせいたします。

- 【実施予定日時】
- ① 令和3年5月19日（水）11:00
 - ② 令和3年10月6日（水）11:00
 - ③ 令和4年2月16日（水）11:00

なお、実施日が近づきましたら、事前に「町からのお知らせ」で周知いたします。

このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民に防災スピーカー等を通じてお知らせするものです。

※情報伝達試験は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。

（住民課住民活動・環境係、総務課総務厚生係）

令和3年度 危険物取扱者試験・消防設備士試験のご案内

令和3年度第1回危険物取扱者試験および第1回消防設備士試験が下記の日程により実施されますので、お知らせいたします。

受験希望の方は紋別地区消防組合消防署興部支署予防係までお問い合わせ下さい。
また、インターネットによる受験申請（電子申請）をされる方は、(財)消防試験研究センターのホームページ（<http://www.shoubo-shiken.or.jp>）をご覧ください。

○試験日 5月16日（日）

○受験願書の受付期間 【書面申請】4月2日（金）～4月9日（金）
【電子申請】3月30日（火）～4月6日（火）

○試験の種類および試験地

区分	試験の種類	試験地
危険物取扱者試験	甲種 乙種（第1～6類） 丙種	函館市・旭川市・北見市・苫小牧市・帯広市・釧路市
	乙種（第1～6類） 丙種	小樽市・紋別市
消防設備士試験	甲種（第1～5類） 乙種（第1～7類）	札幌市・函館市・旭川市・北見市・苫小牧市・帯広市・釧路市

○お問合せ 紋別地区消防組合消防署興部支署 予防係 Tel 82-2136

【目指せ！5000日！】

令和3年4月1日で

町内の交通死亡事故ゼロ4977日

スピードダウンとシートベルトの全席着用

